

国の持続化給付金額の15%を上乗せ給付 「新見市新型コロナウイルス感染症対策持続化応援給付金」 制度についてのご案内

このたび、新見市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、国の持続化給付金を受給された事業所を対象に同給付金額の15%を上乗せで給付する制度が創設され、7月8日より申請受付が始まります。

給付金制度の詳細につきましては、以下のとおりです。

新見市新型コロナウイルス感染症対策 持続化応援給付金

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、事業持続のために国の持続化給付金の給付を受けた事業者に、継続・再起の更なる糧となるよう、事業全般に広く使える資金として持続化応援給付金を交付します。

| | |
|--|-----------------|
| 個人事業者等 (経済産業省「持続化給付金給付規程」に規定する個人事業者等) | 最大 15 万円 |
| 中小法人等 (経済産業省「持続化給付金給付規程」に規定する中小法人等) | 最大 30 万円 |

7月8日(水)から申請の受付を開始します。

| | |
|-------|---|
| 交付対象者 | この給付金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者 (1) 個人事業者等にあつては市内に事務所または事業所を有し、市内に住所を有する者、中小法人等にあつては市内に事務所または事業所を有する者 (2) 国の持続化給付金の給付が決定した事業者 (3) 給付金の受領後も市内で事業を継続する意思を示した事業者 |
| 給付金の額 | 国の持続化給付金額の15% |
| 申請方法 | 給付金の交付を受けようとする人は、令和3年2月26日までに新見市新型コロナウイルス感染症対策持続化応援給付金申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添えて新見市商工観光課または各支局へ提出してください。(郵送で申請することもできます。) (1) 新見市内で事業を行っていることを証する書類 (例) 商業登記事項証明書の写し、確定申告書の写し(別表一又はB第一表)等 (2) 国の持続化給付金の給付決定通知書の写し (3) 誓約書(様式第2号) (4) 振込口座通帳の写し (5) 新見市新型コロナウイルス感染症対策持続化応援給付金申請書類確認票 申請書は、本庁商工観光課または各支局に配置してあるほか、新見市のホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.niimi.okayama.jp/manage/business/business_edit/index/1925.html |

■問い合わせ・申請書送付先

〒718-8501 新見市新見 310 番地3

新見市産業部 商工観光課 72-6137

※持続化給付金の給付決定通知書は、給付が決定した際に国の持続化給付金事務局よりハガキ等でお知らせが届いていると思います。紛失をした場合には、この給付金の申請が出来ない場合がありますので、処分しないようにお気をつけ下さい。

※新見商工会議所へご相談に来られる場合は、電話(TEL：0867-72-2139)にてご予約の上、お越し下さい。また、相談の際は申請必要書類一式をご持参下さい。

※持続化応援給付金の申請書等につきましては、下記URLよりダウンロードができます。

↓ ↓ ↓

https://www.city.niimi.okayama.jp/business/business_detail/index/1925.html